厚生労働省発雇均 0730 第 5 号 令 和 6 年 7 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三

別紙「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、第八十六条及び第百三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

るようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針及び育児休業、介護休業等育児又は家族介 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られ

護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号、 第八十六条及び第百三条の規定に基づき

厚生労働大臣が定める日数の一部を改正する告示案要綱

第 事業主が 講ずべ き措置等の適切 カ つ有効な実施を図るための指針となるべき事 ず項の一 部改正

事 業主が 講ずべき措置等の適切 がか つ有効な実施を図るための指針となるべき事 <u>,</u> 項 (以 下 「指針となる

べ き事項」という。)として、育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に 関する法

律 (以下「法」という。)第二十一条第二項の規定による就業に関する条件に係る労働者の意向 \mathcal{O} 確認

及び同条第三項の規定による意向の配慮に関する事項を加え、 当該事項として次に掲げる事項を定める

こと

1 法第二十一条第二項 (法第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。) の意向 \mathcal{O} 確認 \mathcal{O} ほ

か、 育児休業後の復帰時や労働者から申出があった際等にも、 当該労働者の意向を確認することが望

ましいこと。

2 法第二十一条第三項(法第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。3において同じ。)

の意向の配慮については、事業主として労働者の意向の内容を踏まえた検討を行うものであり、

事業所の状況に応じつつ、 例えば、次に掲げる事項について配慮することが考えられること。

- 一 始業及び終業の時刻
- (三) (二) 業務量 場所

(四) 育児休業に関する制度、 子の看護等休暇に関する制度、 所定外労働の制限に関する制度、 時間外

労働の制限に関する制度、 深夜業の制限に関する制度、育児のための所定労働時間の短縮措置、 法

第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置、

在宅勤務等の措置又は始業時

刻変更等の措置、 法第二十三条の三第一項の規定による措置その他子の養育に関する制度又は措置

の利用期間

五 その他労働条件

3

法第二十一条第三項の意向の配慮については、次の

一及び

二に掲げる場合に応じて、それぞれ

一及

び二に掲げる対応を行うことが望ましいこと。

望するとき 労働者の子に障害がある場合や当該子が医療的ケアを必要とする場合であって、当該労働者が希 短時間勤務の制度や子の看護等休暇等の利用が可能な期間を延長すること。

(___) 労働者がひとり親家庭の親である場合であって、 当該労働者が希望するとき 子の 看護等休暇等

の付与日数に配慮すること。

指針となるべき事項として、法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たっての事 項を

1 措置の具体的内容

加え、

当該事項として次に掲げる事項を定めること。

法第二十三条の三第一項第二号の在宅勤務等の措置の要件として育児休業、介護休業等育児又は

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則に定める在宅勤務等の利用日数は、 措置を講じ

当該日数より高い頻度で利用することが

できる措置とすることが望ましいこと。

ていると認められる最低限の日数を規定したものであり、

(___) 法第二十三条の三第一項第三号に規定する所定労働時間の短縮措置は、 日の所定労働時間を原

時間とする措置、 則として六時間とする措置を含むものとした上で、一日の所定労働時間を五時間とする措置又は七 一週間のうち所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、 週休三日とする措置

等も併せて講ずることが望ましいこと。

(三) 様 法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を与えるための措置は、 々であることを踏まえ、 始業の時刻から連続せず、 かつ、 終業の時刻まで連続しない時 労働者の勤務の状況等が 間単位で

 \mathcal{O}

休暇の取得を認める措置となるように配慮すること。

(四) 位での同条第一項第四号の休暇の取得ができないこととなる「業務の性質又は業務の実施体制に照 らして、 法第二十三条の三第三項の規定による労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日未満 前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で第一項第四号に規定する休暇を取得するこ の単

に掲 とが げる業務は例示であり、 困難と認められる業務」とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。 これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではな 次

< これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

(1) 国際路線等に就航する航空機において従事する客室乗務員等の業務等であって、所定労働時間

の途中まで又は途中から法第二十三条の三第一項第四号の休暇を取得させることが困難な業務

(2) \mathcal{O} 長時 休暇を取得した後の勤務時間又は取得する前の勤務時間では処理することが困難な業務 間 の移動を要する遠隔地で行う業務であって、 時間単位の法第二十三条の三第一項第四号

(3)流れ作業方式や交替制勤務による業務であって、 時間単位で法第二十三条の三第 一項第四 号の

休 暇を取得する者を勤務体制に組み込むことによって業務を遂行することが困難な業務

(五) と等制度の弾力的な利用が可能となるように配慮すること。 位での休暇の取得ができないこととなった労働者であっても、 法第二十三条の三第三項 の規定による労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日 半日単位での休暇の取得を認めるこ 未満 の単

2 たっては、事業主は、 法第二十三条の三第四項の規定により労働組合又は労働者の過半数を代表する者の意見を聴くに当 子を養育する労働者からの意見聴取や労働者に対するアンケート調査も併せて

行うことが望ましいこと。

3 事 の状況が変化する場合があることを踏まえ、 法第二十三条の三第五項に規定する対象措置を利用する労働者については、 当該労働者が選択した制度が当該労働者にとって適切 当該労働者の家庭や仕

であるかを確認すること等を目的として、 同項の規定による面談等の実施後においても、 定期的に面

談等を実施することが望ましいこと。

- 4 事業主が法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずる際の対応
- (-)法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、 職場の実情を適切に反映す

るため、 当該措置を講じようとする事業所の業務の性質、 内容等に応じて講ずる措置 |の組合せを変

える等の措置を講ずることが望ましいこと。また、 それまでの各制度の事業所における活用状況に

も配慮することが望ましいこと。

- (二) 増やすための工夫をすることが望ましいこと。 ることや、講じた措置について多様な内容の措置を設定すること等、可能な限り労働者の選択肢を 法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、例えば三以上の措置を講ず
- (三) 法第二十三条の三第一項の規定による措置については、 例えば短時間勤務の制度を選択した労働

者が、 する等、 当該措置を利用しながら在宅勤務等の措置に準じた措置を利用することができる社内制度と 労働者が選択した措置と併せて、 当該措置以外の措置を同時に利用することができるもの

とすることが望ましいこと。

(四) 労働者が法第二十三条の三第一項の規定による措置の適用を容易に受けられるようにするため、

あらかじめ、 当該措置の対象者の待遇に関する事項を定め、これを労働者に周知させるための措置

を講ずるように配慮すること。

(五) 法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たっては、 労働者が就業しつつその子を

養育することを実質的に容易にする内容のものとすることに配慮すること。

項として、子を養育する労働者については、育児期に当該労働者の仕事と育児の両立に係る状況やキャ

指針となるべき事項として、子を養育する労働者に係る定期的な面談等に関する事項を加え、

三

リア形成に対する考え方等が変化する場合があることを踏まえ、法第二十三条の三第五項の規定による

面談等のほ か、 妊娠・出産等の申出時や育児休業後の復帰時、 所定労働時間の短縮措置や同条第 項の

規定による措置の利用期間中等においても、 定期的に面談等を実施することが望ましいことを定めるこ

لح

匹

指針となるべき事項として、子を養育する労働者及び家族を介護する労働者に対して措置を講ずるに

当該事

業時 当たっての心身の健康への配慮に関する事項を加え、 長時間労働等により心身の健康に不調が生じることのないよう、 介護する労働者に対し始業時刻変更等の措置や在宅勤務等の措置を講ずるに当たっては、 「テレワー 刻と翌日 面談を実施 労働者自身による心身の健康保持を促すことが望ましく、 クの 0 始業時 適切な導入及び実施の推進 し労働者 刻の間に一定時間の休息を確保することをいう。) の健 康に関する状況を把握し配慮すること、 「のためのガイドライン」 当該事項として、子を養育する労働者及び家族を 当該労働者について事業主が 等に沿った適正な労務管理をする 例えば、 勤務間、 を導入すること等が考えられ 在宅勤務等の措置におい インタ ー バ 夜間 ル (前 配慮を行 の勤務や 日 \mathcal{O} 終

第二 その他

ることを定めること。

育成支援対策推 この告示は、 進 育児休業、 注法の一 部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代 (令和七年十月

一日)から適用すること。

二 その他所要の改正を行うこと。